令和６年３月 22 日

各都道府県産婦人科医会会長　殿

公益社団法人日本産婦人科医会
会　長　　石渡　勇

「医師法施行規則及び歯科医師法施行規則の一部を改正する省令」の公布について

平素から本会の運営にご協力いただき厚く御礼申し上げます。

さて今般、標記内容について下記の通り、令和６年３月 11 日付で厚生労働省医政局長より通知がありました。関係者にご案内いただくようお願いいたします。

記

「医師法施行規則及び歯科医師法施行規則の一部を改正する省令」の公布について

今般、「後発妊産婦死亡」として妊娠終了後満 42 日以後１年未満の女性の死亡数を正確に把握する観点から、産後の死亡に関する事項について、所要の改正が行われました。すなわち、「死亡診断書（死体検案書）」の「記入の注意」に記載されている「産後 42 日未満の死亡の場合は」が「産後１年未満の死亡の場合は」に改められました。

以上の改正により、これまで産後 42 日未満の場合にのみ「妊娠満何週、産後満何日（出産当日はゼロ日とする）」を記載することとされていましたが、今後は産後 42 日以後１年未満の死亡でも記載します。

（産科的原因の例）

Ⅰ欄	（ア）	*縊死*
	（イ）	*産褥うつ病*
	（ウ）	*妊娠満○○週、産後満△日*
	（エ）	
Ⅱ欄		
死因の種類		*9. 自殺*
付言欄		*産後２週頃よりうつ症状有り。抗うつ薬による治療を受けていた。*

（産科的原因ではない例）

Ⅰ欄	（ア）	*縊死*
	（イ）	
	（ウ）	
	（エ）	
Ⅱ欄		*妊娠満○○週、産後満△日*
死因の種類		*9. 自殺*
付言欄		*産後、個人経営の会社が倒産し、経済的な問題を理由に自殺したと考える。*

厚生労働省　令和5年度版死亡診断書（死体検案書）記入マニュアル（https://www.mhlw.go.jp/toukei/manual/）より引用

施行期日：令和６年３月 11 日

【通知等一覧】

（資料１）「医師法施行規則及び歯科医師法施行規則の一部を改正する省令」の公布について（通知）
（令和６年３月 11 日　厚生労働省医政局長）